

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 03 分

閉会時間 午後 3 時 57 分

日時 平成 25 年 10 月 23 日(水)

場所 第 3 委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 飯島 修
委員 高野 剛 武川 勉 浅川 力三 望月 勝
白壁 賢一 山田 一功 前島 茂松 清水 武則
渡辺 英機 山下 政樹 鈴木 幹夫 早川 浩
土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 齋藤 公夫 木村富貴子

説明のため出席した者

総務部長 前 健一

総務部防災危機管理監 佐野 芳彦 総務部理事 吉田 泉

総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸

職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則

管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛

防災危機管理課長 前沢 喜直 消防保安室長 山下 宏

産業労働部長 矢島 孝雄

産業労働部理事 高根 明雄 産業労働部次長 小林 明

産業労働部次長(産業支援課長事務取扱) 平井 敏男

産業政策課長 石原 啓史 海外展開・成長分野推進室長 櫻井 順一

商業振興金融課長 立川 弘行 産業集積推進課長 依田 正樹

労政雇用課長 半田 昭仁 産業人材課長 遠藤 克也

観光部長 堀内 久雄

観光部理事 青嶋 洋和 観光部次長 赤池 隆広

観光企画・ブランド推進課長 塚原 稔 観光振興課長 仲田 道弘

観光資源課長 荒井 洋幸 国際交流課長 佐野 宏

県土整備部長 上田 仁

県土整備部理事 井上 和司 県土整備部次長 大野 昌仁

県土整備部技監 河西 秀樹 県土整備部技監 野中 均

総括技術審査監 小野 邦弘 県土整備総務課長 末木 鋼治

美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司 建設業対策室長 遠藤 正記

用地課長 清水 豊 技術管理課長 手塚 岳生

道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 細川 淳

道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 小池 厚

都市計画課長 市川 成人 下水道課長 水上 文明
建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

リニア交通局長 小野 浩
リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二
交通政策課長 廣瀬 久文

出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広

議題 認第 1 号 平成 24 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 03 分から午前 10 時 48 分まで総務部関係、休憩をはさみ、午後 1 時 02 分から午後 2 時 34 分まで産業労働部、観光部関係、さらに休憩をはさみ、午後 3 時 02 分から午後 3 時 57 までリニア交通局、県土整備部関係の部局審査を行った。

質 疑 総務部関係

(未利用県有地の売却処分・有効活用の推進について)

山下委員 それでは、総の 6 ページ財産管理費、成果説明書 127 ページ、未利用県有地の売却処分・有効活用の推進についてですが、成果説明書を見ますと、県有財産の有効活用のため、利活用計画のない未利用地について売却処分を行ったということですが、まず、その利活用計画というものを教えていただけますか。

中澤管財課長 こちらにつきましては、今までずっと行政財産という形で使用してきた県の財産が行政財産という形では使わなくなったということになりますと、普通財産になります。普通財産になったところで、その土地、財産について各部局のほうで何かほかの用途で利活用することがありますかと、庁内に照会をかけます。利活用の計画があるかどうかという確認を私どもが定期的に庁内の会議を催しております。そういう意味での利活用計画ということでございます。

山下委員 今回は、その利活用計画にない未利用地を売却したというふうに書いてあるんですけど、計画のないものをわざわざ売却するんですか。ちょっとその辺を教えてください。

中澤管財課長 幾つか、実際、今のところ使っていないというものがございまして、そのものの中で今後、県で使わないということでございますので、まず最初は地元の市町村に使用しますかということ聞きまして、そこで地元の市町村でも使わないということであれば、一般の方に広く一般競争入札等で売却をしていくという状況でございます。

山下委員 聞きたいのはそういうことじゃなくて、要するに計画があるわけですよ。今言うように、庁内みんなに、これは使いますかって聞いているわけでしょう。それ以外のものを、これ、売却したってということなんでしょう。それとも、要するに、みんなに聞いたけど、計画の俎上にはのぼらなかったものなのか。そこをちょっと聞きたい。

- 中澤管財課長 委員おっしゃる、後ろのほうの話でございまして、みんなに聞きましたけれども、使わないというものを売却している状況でございます。
- 山下委員 わかりました。それでは、もし教えていただけるのであれば、2つの物件をインターネットで今回売却していますが、場所はどちらになるんですか。
- 中澤管財課長 一つは北杜市長坂町にございます、旧峡北農業高校の職員宿舎の跡地でございます。もう一つは、大月市富浜町にございます、旧大月保健所、これは野犬とかそういうものを処理した、骨とかを埋めていたところの場所でございます。
- 山下委員 わかりました。最後に、その下のところの未利用地の一部貸付というところで、今回、貸付対象物件が6カ所、それと貸付件数が13件とありますが、この内容というのも教えていただくことはできますか。
- 中澤管財課長 これは、富士吉田市にございます吉田保健所の跡地を地元の中学校とか商工会議所等での催し物のときの駐車場という形で貸しております。それから、旧日下部警察署の待機宿舎の跡地につきましても、やはり更地でございますので、これは駐車場等に貸しております。それから、富士河口湖町の河口湖畔にあります河口湖県有地でございますが、地元へ紅葉祭り等のイベントのたびに駐車場で貸し付けているということで、ここが一番、貸し付け件数多くて、8回貸しております。それから、旧峡北高校のグラウンドは、地元の少年野球の子供たちの練習場というような形でグラウンドを貸しております。以上でございます。
- 山下委員 わかりました。ありがとうございます。
- (県税と諸収入の不納欠損の関係について)
- 山田委員 総の1ページ、県税の不納欠損と収入未済額と、それから総の3の諸収入との関係なんですが、県税の不納欠損が4億円上がっているものと、直接すぐに対応するのではないと思いますが、総の3に上がっている、諸収入には、当然、不納欠損税額に対する延滞金等があると思います。不納欠損税額4億円に対して諸収入の不納欠損金額が余りにも乖離しているので、そのところの説明をお願いしたいと思います。
- 鷹野税務課長 まず、4億円は税金本税の金額でございます。3ページの金額は加算金等でございます。重加等の加算金で、延滞金については県税の場合は入ったところで調定を立てることになっておりますので、本税がなくなったときには調定が立たずにそのまま不納欠損をしております。
- 山田委員 そうしますと、滞納者には延滞金も含めたものが通知をされていて、それが県税であれば県税所長の名前で行っていますから、その数字が全く別会計で処理されているような形になりませんか。簿外で処理されていることに。
- 鷹野税務課長 なかなか説明しづらいのですが、税の場合は、日々、延滞金が動いておりますので、日々、調定を立てるということをやっております。先ほども御説明をさせていただいたように、本税プラス延滞金で収納をしたときに、その収納した分についての調定を財務のほうに送るといふようなシステムにしております。
- 山田委員 認定をして総合県税事務所長が確定したものに基づいて通知を発するんだから、日々動いていようと確定しているんだから、そこで未収で計上されないっていうの

は私はおかしいと思いますが。

鷹野税務課長 その議論につきましては、かねてからいろいろなところで御指摘をいただいております。税務サイドでも問題意識は持っているのですが、いかんせん、ケースが多いものの中で、現在の税務システムのほうが対応しておりませんので、次期システム再開時には対応できるように検討していきたいと考えております。

(歳入の減少理由について)

小越委員 先ほどの部長の説明を、聞き間違えたかもしれないので、確認をさせてもらいたいんですけども、たしか 24 年の 2 月の知事の所信表明で、24 年の法人二税の改革などにより、実質県税収入が 2.7% 増加して 960 億円余になる見込みであり、地方交付税、臨時財政対策債を合わせた実質交付税は 1,663 億円余であり、若干改善するっていうふうに予算のときには見ていたんだけど、先ほどのお話によると、法人二税が減って、その後がちょっとわからないのですが、国庫支出金がふえて、地方交付税が減った？ ちょっとそこが、この監査委員の審査意見書によると、3 ページのところに、国庫支出金が減ったと書いてあるんですけど、歳入決算額は 3.2% の減だったけど、この主な要因は特会からの繰入と、それから、国庫支出金が増したって書いてあるんですけど、さっきの説明、国庫支出金はふえたっていうことになって、ちょっとよくわからないんですけど。聞き間違えかもしれないですが。

前総務部長 私が先ほど説明いたしましたのは、国政選挙の執行に伴い国庫支出金が増加となったということでございます。実質交付税につきましては、過年度の精算額がふえたといったことで減となったというような説明をさせていただきました。

小越委員 この監査委員の審査意見書の 3 ページのところの、一般会計だからちょっと違うのか、歳入の決算額は 3.2% の減となっています。その下に、これは主に繰入金の前年度減少したこと及び依存財源である国庫支出金が地域医療再生臨時特例交付金や道路橋りょう費補助金などが減少したことなどによるものであるって書いてあるんですけど、この審査意見書の話で合ってるんですよね。支出金が減ったから歳入が減った。さっき、国庫支出金が増えたって言ったから、あれ、おかしいなと思ったんです。どうなってるんですか。

田中財政課長 お答えをいたします。審査意見書の 3 ページにあります、依存財源である国庫支出金等が 47 億円余減少したことは間違いございません。先ほど総務部長から説明をいたしましたのは、国庫支出金の中でもふえているものももちろんございまして、それが選挙の執行などの部分がふえていると、そういう意味でございます。

小越委員 わかりました。国庫支出金が全体として減ったため、歳入が減ったという理解でいいかと思うんですけど、それで、決算書の 86 ページの一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入の県税のところ、法人県民税、法人事業税のいずれも当初予算に対して減っています。収入済額もかなり多いんですけど、先ほど法人二税の減少によりというふうにおっしゃられたと思うんですけど、当初の予算のときには法人二税の回復により実質県税収入がプラス 2.7% 増加するって見込んでいたにもかかわらず、逆に、一般財源が、全部ですけど、3.2% の減となった主な要因は何なんですか。国庫支出金なんですか。

鷹野税務課長 年度当初の見積りにつきましては、前年の 8 月現在で一旦集計をしたもので、1 月に再計算をして見積もっております。その時点では、その年度の、今回の 24 年度であれば、23 年度の納付状況等を見ながら見積りをしておりまして、例えば中間申告とかってというようなものについては、当然、あるであろうと想定をしているんですけど、今回の場合、とある企業で予定申告でなく、中間申告ということで減らしてきたという特別な要因とかがございますので、必ずしも景気の動向とは考えておりません。

もし、何の原因だって言われれば、大変申しわけないんですけど、税務課の精度が低かったというふうにお答えするしかないのかなと思っております。

小越委員 ということは、先ほど、景気の回復じゃなくて、ある特定の会社の申告の仕方がちょっとずれたってということで、景気回復がおくれてこれが減ったっていうわけじゃないって、そういう理解なんですか。

鷹野税務課長 そこに全部の要因を求めることは難しいとは思いますが、要因の一つとしてはそれもございまして、あとは、企業が転出していくとかっていう要因を私どものほうで若干甘めに見た可能性もあります。また、あと、よく景気回復で決算は好調ですという発表をされている企業であっても、税の申告の場合ですと、その前年なり、それより何年か前の欠損が繰越をして、税務署というか国税から認められることもありますので、そういった意味でなかなか私どものほうで見積もるといのは難しいという現状でございます。

小越委員 それで、県税収入、自主財源が減った中で、国庫支出金も減った中で、例えば地方交付税とか臨時財政対策債で、その必要分を埋められたという理解でいいんでしょうか。

田中財政課長 はい。国税が多少の減となっております。地方交付税、また、臨時財政対策債等で基本的には穴を埋めまして決算を打っているということでございます。そして、実質収支についてはプラス、黒字を確保しております。

(職員定数について)

小越委員 次です。主要な成果説明書の 130 ページ。職員数の適正な管理のことですけれども、昨年は退職金のカットなどもありまして、ここによると、平成 23 年 4 月 1 日時点の職員数を上回らないよう採用予定数を調整、一部退職不補充を徹底ということは、職員を減らしたまま、実質総数はずっとふやしてない、減り続けているという理解でよろしいんでしょうか。

吉原総務部次長 職員の定員管理については、基本的に退職不補充ということですが、欠員等については確保しており、25 年度につきましては、行政職の職員数は、昨年度と比べ増加しております。

小越委員 上回っているということで、これも 23 年 4 月を上回らないようにと言ったと思うんですけど、その中でぐあいの悪い方ですね、養護措置されている方、職員の人数が少なくなる。そのような人数は昨年度把握されているんでしょうか。

渡邊職員厚生課長 24 年度養護措置をとった職員は 85 人おります。

小越委員 その 85 人の方は、今までよりふえているのか、その要因は何かって分析されて

いますか。

渡邊職員厚生課長 養護措置の件数自体は年度によりまして前後しているのですが、養護措置の中でも、特にメンタルに関する職員の割合は増加している傾向にあります。

(私学振興費について)

飯島副委員長 主要な成果説明書の 111 ページ、112 ページです。私学教育の振興について二、三、お伺いさせていただきます。111 ページの 12 番、あるいは 112 ページの 13 番、いずれも私学学校への支援ということになりますけれども、確認ですが、111 ページの私学教育の振興の対象は小中学校、13 番の私立学校修学への支援拡充というのは高等学校という認識でよろしいですか。

前嶋私学文書課長 111 ページの一番下になりますが、12 番の私学教育の振興につきましては小中高全て含んでいまして、40 億 8,200 万円となっております。下に例示してあるのは、単価を増額した部分が小学校と中学校ということですので、この 2 例を書いてございます。ちなみに、幼稚園と高校は据え置きをしております。

112 ページの一番上になりますが、13 番の私立学校修学への支援拡充ということにつきましては、これは高等学校が主な補助先、助成先になります。

飯島副委員長 わかりました。そうしますと、111 ページの件に関しては、幼稚園あるいは高等学校については増額はなかったという認識でいいかと思いますが、そうしますと、小中学校の補助金の増額というのは、この小学校、1人当たり 1,444 円ですね、これは増額してこの額になったのか、それともこれが増額分なのか、どちらですか。

前嶋私学文書課長 これは増加額でございます。小学校と中学校につきましては、地方財政計画上の 3 項を使っておりまして、小学校のほうは 30 万 1,000 円余になります。中学校が 30 万 2,000 円余になります高校のほうは単価を据え置いておりますが、本県単価は 33 万 8,000 円余ということになります。ちなみに幼稚園は、17 万 9,000 円余という補助単価を使っておりまして、小学校と中学校のみ単価を増額しましたので、その増加分だけを表示させていただいてございます。

飯島副委員長 こういう私学振興は大事だと思うのですが、ことしはこういう傾向があったという特徴的なものがあれば、小中学校は、ふえたわけですがけれども、その理由は何ですか。

前嶋私学文書課長 この私学支援につきましては、23 年度のときに高等学校の修学支援金、112 ページの一番上にある事業につきまして、県の補助分を充実させたところでございまして、24 年度につきましては特に大きな見直し等はございませんでした。以上でございます。

委員長 委員、先ほどの注意事項も頭に入れながら質問をお願いいたします。

飯島副委員長 注意事項を頭に入れながら質問させていただきます。低所得者の授業料、私立校への支援ということでありまして、これも年収 250 万円未満の人が 610 人、年収 250 万円から 350 万円が 368 人となっておりますが、総額はどうなるんですか。

前嶋私学文書課長 この県でやっております制度に対する実績額は、4,419 万円余となっております。

ます。

飯島副委員長 これからも経済が上向くかどうかというのがありますが、こういう私学振興は大事だと思います。あと、減免している学校ですね、実施している学校というのはやっぱりあるところとないところがあるんですか。

前嶋私学文書課長 この 13 番のところにつきましては、全ての高校と専修学校で高等学校教育程度の課程を設置しているところが対象となっております、全てでこの制度が導入されております。

質 疑 産業労働部・観光部関係

(高度化資金貸付金の不納欠損について)

山田委員

産の 10 ページですが、この不納欠損額が非常に高額になっているということで、これは例の高度化資金なんですけど、できたらこちらにも内容を記載していただければよかったのですが、監査委員の意見書の 53 ページを読むと、高度化資金の貸付が 102 億 8,000 万円余ということで、多額を占めております。この事件に関しては我々も承知しているところなんですけど、この事件のももとの契約、例えば違約金あるいは延滞利息とかも含めて、当時どういう契約になっていたのか少しお聞きをしたいんですけど。

立川商業振興金融課長 ただいまの高度化資金の不納欠損金の額のお話でございますけれども、不納欠損をさせていただいたものにつきましては 7 件ございました。その債権残高は一つが甲府シティジュエリーセンターの 27 万円余、味のふるさとで 54 億 5,197 万円余、身延ショッピングセンター事業の 18 億 218 万円余、山梨ニューマテリアルの 26 億 8,263 万円余、玉穂商業開発の 4 億 2,945 万円余、それから、塩部ショッピングセンター事業の協同組合が 1 億 7,831 万円余で、不納欠損額といたしましてはその 6 つで 100 億 9,183 万円余になっております。

それから、そちらのほうを債権譲渡をさせていただいたのですが、権利放棄の分として甲南食品分がございました。甲南食品のほうは、元金が 1 億 8,877 万円余になっております。それにつきまして利子が 494 万円ほどついております。合わせて 1 億 9,372 万円余を権利放棄させていただきました。

先ほど申し上げた債権譲渡、6 件につきましては利子分はございません。以上でございます。

山田委員

そうすると、これまでにここの産の 10 を読むと、収入済額の中に高度化資金の元本並びに利子ということで、収入がある。それから、収入未済の額の中にも元金等があると、このように書いてあるので、契約してある利息の部分がなぜに計上されていないのか、非常に違和感を感じるんですけど。

立川商業振興金融課長 それでは、産の 10 の収入未済額のところから御説明させていただきます。収入未済額の 3,744 万円と、それから、高度化資金貸付金元金 1,622 万 7,000 円、こちらのお話で、収入未済につきましては、小規模企業者のほうは今、お尋ねの部分ではございませんので、高度化資金の収入未済の内訳なんですけれども、これは、先ほど申し上げた債権放棄、それから債権譲渡された分は、不納欠損処理が済んでおりますので、収入未済ということになりますと、調定額から収入済額を引きまして不納欠損額が残った、その中でなおかつ不納欠損処理をしなくて、まだ収入未済で残っている分という分でございます。

山田委員

質問の方向を変えさせていただきますが、通常の契約、例えば高度化資金でも小規模設備資金でもいいんですけど、契約をすれば、当然、条項の中に元本と利息がのる。今、その利息の部分について聞いているわけです。その利息が入ったときには、収入済額の中に入って、未済のときには利息分も当然、契約条項なんだから、それが本来のってきて、元本を払わない人がいれば、当然、利息も払っていないという推定のもとで話をしているんですけど、その場合、なぜ利子がここにのってこない。あるいは、延滞があった場合は延滞利息がのってこないのかという、こういう質問であります。

立川商業振興金融課長 こちらの高度化の元金のみだというところでございますけれども、1,622万7,000円の御説明をさせていただければと思います。そもそも、高度化資金というのは、現在のところ、金利はございますけれども、以前の分につきましては、金利がございませんでした。そして、今、1,622万7,000円が収入未済となっておりますのでございますけれども、これにつきましては、先ほどの分と異なりまして、23年5月に延滞になったものが1件ございます。そちらの元本の1,622万7,000円がこの段階でまだ入っていなかったということでございます。

山田委員 少しややこしくなってきたので、もう一度また質問の方向を変えます。高度化資金のこの102億円余に相当するのは、私は元本だというふうにまず理解をします。そして、当然、高度化資金については金利分もあったわけだから、当然、元本に見合う利息も払っていなかったという想定が成り立った場合、この102億円余の不納欠損を処理するに当たって、簿外でいいのかわかりませんが、数字にのってこない、いわゆる金利相当額は幾らになっていたんでしょうか。

立川商業振興金融課長 申しわけございません。先ほど御説明した不納欠損の内訳の話でございます。不納欠損で6件、債権譲渡した100億9,183万円余、これにつきましては全部、無利子貸付になっております。それで、権利放棄をした分が1件ございました。それが1億8,877万円ほどの貸付分ということで、これにつきましては利子分が発生してございました。利子分は494万円ほどでございます。

山田委員 無利子ということはわかりました。ありがとうございます。したがって、今度は元金を返さないわけだから、契約上、違約金、だから延滞金ですね、この場合で言う。その延滞金の総額はこの102億円余の債権譲渡というか処理に当たって、どのぐらいになったのか県民の一人として知りたいんですが。

立川商業振興金融課長 ただいま、利子については御説明させていただきましたけれども、違約金につきましては、最終的に償還になった段階の期間で違約金の計算をいたしますので、そちらの詳しい数字は、今、持ち合わせてございません。

山田委員 ここで最後にします。それでは、多分、元本が償還されないわけですから、この担当課は督促状を発送していると。その際に、当然、違約金についても確定した数字を私は載せているというふうに理解をしています。つまり、その時点で償還されないわけですから、1年1年であるかもしれませんが、ですから、そのときの違約金が発生しているものを相手方に通知している総額は、幾らになるでしょう。

立川商業振興金融課長 ただいまのお話でございますけれども、違約金のほうは、申し上げたように元金が償還された段階で確定いたしますので、その時に計算して通知することになっております。

白壁委員 さっきから聞いてると、その中に明記されないで、違約金は償還した段階で計算し、精算するってことですか。当然、お金を貸しました、期日までにお返しく下さい。期日が過ぎました、あなたには14.数%の法定金利分がかかりますよ、当然そうなるわね。それが幾らなのかって聞いているのでお答えください。

立川商業振興金融課長 説明を正しくさせていただきますと、元金が回収された日をもって違約金の計算をいたしますので、元金が入ってこない段階でしたので、それについては計

算してございません。

山田委員 私は何を言いたいかというと、102億何千万円を放棄するに当たって、通常の民間というか、商業経済活動の中では、102億円の元本に金利が発生し、違約金が発生し、私たちの目には102億円だけど、実際には200億円以上の、目に見えない100億円も含めて、そのくらい県は損失をしているんじゃないかっていうことを究極言いたかったってということになるんですが、できたら私は本当にその違約金の数字も、やっぱり県当局は把握しておく必要があるんじゃないかと思いましたが、それで質問しました。再度、そこだけお答えをいただきたい。

立川商業振興金融課長 ただいまの委員の御指摘を踏まえまして、債権放棄の御議決いただいた段階での金額を出したいと思えます。

白壁委員 債権放棄した件は、全て1円も償還されてないですか。

立川商業振興金融課長 ただいまのお尋ねでございますけれども、先ほど、債権譲渡した額というのは、当初の貸付額から残った金額ということでございますので、償還済みの額は、120億円余に対して15億5,000万円ほど、回収をその段階で済ませてございました。その後、債権譲渡額ということで4億5,300万円余の収入がございました。それから、また、債権譲渡が決まってからもいくばくか収入はあったところでございます。以上でございます。

白壁委員 債権譲渡が終わってからいくばくかの収入があったって、それには延滞金的なものも賦課されないのですか。

立川商業振興金融課長 それにつきましては、元本の債権ということでございますので、債権譲渡額の中に計算はされております。それにつきましては、先ほど申し上げた違約金のほうは、その段階で残っていれば、もし回収がなされれば、それについて違約金が出てくるという形になるかと思えます。

白壁委員 債権譲渡額の中に含まれるということであれば、その債権譲渡額の分がいわゆる不納欠損の額に相当するわけだから、今度、その中にはその分が載ってこなきゃおかしいんだけど、それはどうなっているのですか。

立川商業振興金融課長 債権譲渡の金額につきましては、落札で決定いたしました。落札するときの見積りの対象となる時点がございます。それが昨年でございますと、24年の7月1日、これ以降に入ってきた分につきましては、債権譲渡をされた側が回収できるということでございますので、回収はございましたけれども、債権譲渡額については変更ございません。

(小規模企業者等設備導入資金貸付金及び中小企業設備貸与資金貸付金について)

早川委員 総括審査に向けて単純な質問なんですけど、産の11ページ。県制度融資の中で、小規模設備資金と中小企業設備資金なんですけど、例年言われるんですけど、不利益額が多く感じるんですけど、まず最初に、金利はそれぞれ何%なんですか。

立川商業振興金融課長 こちらの産の11の小規模企業者等設備導入資金貸付金、これが国補事業でございます。これにつきましては、割賦、リースがございまして、2.4%のものから、リースにつきましては幅がございます。1.387%から2.983%。そ

れから、小規模企業者等の中には資金貸付というものがございまして、これについては無利子というふうになっております。それから、県単独、下の 1 億 7,300 万円余のところでございます。県単独の設備貸与資金貸付事業につきましては、割賦が 2.45%、それからリースが 1.398%から 2.996%までというふうになっております。

早川委員 県制度融資なんで、市中金融機関で救えないものを助けるという観点もあると思うんですね。そんな中で、この 2.4%とか 1.4%ですか、これぐらいですと市中金融機関に比べて、私はそんなに低くないと思うんですが、認識としてこの時点での市中金融機関と、この県制度融資の差というのはどのように捉えられていますか。

立川商業振興金融課長 民間のリースのほうも、それぞれの会社がございまして、詳しくは承知しておらないのですが、利用者からお話を聞きますと、民間よりは低いリースの率というふうになっているということでございます。

早川委員 詳しくは承知していないというのはちょっとよくないと思うので、把握していただければと。もちろん、低ければみんな借りるということもあるんですけど、いろいろ難しい部分があるんですけど、成果説明書 8 ページに書いてある予算 8 億 2,500 万円に比べ、不用額が 2 億 8,000 万円。中小企業設備については 3 億 2,500 万円に対して 1 億 5,100 万円と、不用額の予算とのいろいろな割合があると思うんですね。よく言われることなんですけど、期中に使われている、使いやすい資金の組みかえみたいなのはできないんですか。

立川商業振興金融課長 それぞれ資金貸付、それから割賦、リース、枠を定めてございまして、途中での変更はできないことになっております。

早川委員 これだけ設備投資に対して、県内景気がもちろん余りよくなってない中で、資金需要はそんなには伸びてないと思うんですけど、これだけ資金が余っている理由としては、金利も私は一つだと思うんですけど、どういうふうを考えているか、最後に聞きたいと思います。

立川商業振興金融課長 委員御指摘のとおり、もとの予算に対しまして 6 割ほどの状態ということでございますけれども、この制度につきましては、特に小規模企業者の保護の観点から、市中からのリースを使うことができない事業者の方を対象としておりますので、若干、景気の状態は今、24 年度の後半から設備対応のほう、運転資金から設備のほうへはシフトをしてきておりましたので、予算枠としてはそのような形で残しておいた状況でございます。

(県補助金返還金について)

小越委員 審査意見書のどこにあるかまず教えてください。審査意見書の 19、20 ページの税外収入未済状況のところ、たしか産業集積助成金のオプトの会社からお金を返してもらったことだったと思うんですけど、これは分割で返してもらおうというふうに伺っています。平成 24 年度はそのオプトからの返還金は幾らで、どこに書いてあるのか、まずそれを教えてください。

依田産業集積推進課長 収入のところになるんですが、オプトからは、毎月 500 万円ずつ、1 年間ですから 6,000 万円であります。書いてある場所は、先ほどの意見書の 20 ページに第 7 表続きというのがございます。その雑入の 7 番目に県補助金返還金

というのがあり、その中に入っております。

小越委員 そのオプトからの毎月 500 万円で、12 カ月で 6,000 万円ですけれども、今、残金はあとのどのくらい返還金残っているんでしょうか。

依田産業集積推進課長 平成 24 年度末での残金が、助成金としては 7,840 万 1,000 円です。

小越委員 ということは、あと 1 年ちょっとかかると思うんですけど、これは分割しているようなんですけど、先ほどの貸付のところで 2.45% の利子がつくと話していたけど、これは利子がついて返してくれているんでしょうか。

依田産業集積推進課長 産の 3 というところを見ていただきたいんですが、その中に決算報告書 109 ページという部分がございますが、その中に、延滞金、加算金及び過料等というものがございます。そこに 6,287 万 9,000 円という数字がございますが、これが 24 年度末でのオプトの加算金と延滞金の合計額になっています。

小越委員 だったら、加算金というか、延滞とかは率で何% になってるんですか。

依田産業集積推進課長 加算金は 10.95% になっております。

(県政情報発信事業費について)

小越委員 次は産の 4 ページの広報費です。県政情報発信事業費。たしか予算のときにワインの PR ということで 1 億円の予算を盛って、大手広告代理店にお願いするって言っていたんですけども、1 億円ということで多額のお金を県単の広報費使ったんですけど、観光部の広報費よりはるかに大きい金額で、この 1 億円近い、9,900 万円ですけど、内容と効果、その後の検証についてお聞かせください。

平井産業労働部次長 ただいまのお尋ねの広報費でございますけれども、この事業は、今年度、山梨県で国民文化祭が開かれる。それから、世界遺産登録も間近というふうな、非常に山梨県が日本全国から注目を集める時期でありましたので、この機会を捉えて山梨県のイメージアップをしようということを目的に事業を考えたものであります。その中で、ちょうど甲州ワインというのは山梨を代表する地場産品でありまして、国内の評価も非常に高まっておりますので、ワインを中心に事業を展開しようということで組み立てられた事業になります。

事業内容でございますけれども、大手の広告代理店、電通さんに委託をさせていただきました。行った事業の内容は、主なもので申し上げますと、一番大きいのは全国紙ですね。朝日新聞でございますけれども、全国紙の 1 面 15 段、全面的広告記事を 10 月の第 3 週から毎週金曜日、第 3、第 4、11 月の 1、2 と、毎週金曜日に広告を出させていただきました。それから、最後に、3 月にちょうど世界最優秀ソムリエコンクールというのが開かれておりましたので、それにあわせてもう 1 回掲載をさせていただきました。これに約 5,000 万円がかっております。これが一番大きいものです。

あとは、プロモーション活動ということで、いろいろなテレビとかマスコミ関係へ番組の企画を売り込みまして、つくって、テレビで流してきたという形のものにかけまして、これが約 2,000 万円ぐらいになります。

そういった事業をやりまして全体で 9,000 万円ぐらいの事業を打ち立てたんですけども、効果といたしますと、当然、事業者のほうからもアンケートをして、結果のほうの報告をいただいておりますが、この事業の結果、認知度が高まったと、

甲州ワインについて知ったという方は非常にふえておるといような数字をいただいております。あと、一般的な話になりますけれども、広告換算費というふうな言い方でよく申し上げるんですけれども、それに換算しますと 12 億円ぐらいの効果があつたというふうな報告をいただいております。以上でございます。

小越委員 1 億円で 12 億円の効果、ちょっと違いますが、成果説明書の 14 ページに観光部の観光企画・ブランド推進課で、多様なメディアを通じた情報発信で広告換算 105 億円っております。この決算額 760 万円、全部じゃないと思いますけど、760 万円切るぐらいのお金で 105 億円の経済効果があつて、1 億円かけて 12 億円っていうと、ちょっとと思うんですけど。それはどうお考えでしょうか。

平井産業労働部次長 それぞれの換算のベースも違うと思いますので、私はそれ以上は申し上げられません。

塚原観光企画・ブランド推進課長 追加で説明をさせていただきたいと思います。今、委員がおっしゃいました 105 億円の広告換算ということでございますが、これは広報費の部分のお金でございます、ビタミンやまなしキャンペーンの約 4,000 万円のお金を使ったものでございます。以上でございます。

小越委員 この 1 億円の予算は、去年 1 年単年度だけですので、1 億円かけてその後の効果はどうなるかっていうのは、ぜひ、その後も検証してもらいたい。せっかく 1 億円県単かけたので、この観光企画・ブランド推進課の金額からいったら、桁が、費用対効果を考えるといかなものかなという気がしています。

(ものづくり産業の成長分野進出の促進について)

次ですけど、成果説明書の 3 ページ、海外展開です。真ん中のところで、ものづくり産業の成長分野進出の促進、海外展開・成長分野推進室の商工総務費ですけど、予算そのものが 82 万円に対して 47 万円しか使っていないので、半分しか使っていません。この高度専門技術習得支援スタッフ、訪問指導件数、それから配置ナビゲータ、そういうのが昨年 23 年度に比べて少ないんですけども、とりわけ高度専門技術習得支援スタッフの技術支援は平成 23 年度は 822 社でしたけど、今回は 347 社ということで半分以下になっております。これはどうしてこのように少なくなっているのか。それで、予算に対して半分しか使っていないんですけども、これで成果がどのようにあらわれていったのでしょうか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 まず、82 万円に対して 47 万 4,000 円の決算額ですが、3 つ、進出セミナーと高度専門技術習得支援と、チャレンジナビゲーター、3 つございますが、後ろの 2 つは緊急雇用の関係ですので、こちらには成長分野産業進出セミナーの費用だけをのせてございます。セミナーを 2 分野で 2 回行っておりまして、講師が合計で 3 人お願いをしたわけなんですけど、単価が安く上がったということございまして、人数も 23 年度は 2 回で 2 人ずつだったので 4 人だったんですが、24 年度は 3 人で収まったというようなことがございます。

それから、高度専門技術習得支援スタッフの技術支援の関係でございますが、こちらは 23 年度はその指導をする方を 5 名で 11 回でお願いをしました。24 年度の場合は 4 名で、1 名少なくスタートして、途中から、3 カ月目から 5 人体制になりましたけれども、10 カ月間で、人数も少ないのと、それから、稼働月数が短い。それから、対象の企業をある程度、ここは絞つたというふうなところもあります。

小越委員 先ほど、緊急雇用で、後ろの 2 つ、人的なところをやったということですが、緊急雇用となりますと、緊急雇用の基金がなくなってしまうば終わりっということになったり、この 5 人や 3 人の方々は、一時的な方々となりますと、継続的な支援ができなくなっているんじゃないでしょうか。ここは緊急雇用で採らんじゃなくて、どうしてスタッフを採らなかったんでしょうか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 緊急雇用の性格という、単年度か、あるいは 2 年度ということで集中的にやったということで、そういう点で制度的に趣旨として、長期的に継続するというものではなかったんじゃないかと考えます。

委員長 小越委員に申し上げます。提出された書類に基づいて決算内容について確認を行う場ですので、よろしく願いをいたします。

小越委員 それでは、確認をさせていただきます。今までのお話を聞きますと、海外成長分野のところ、それで行ったという話ですけど、1 ページのところ、成長分野進出に取り組む中小企業への支援件数、現況値、目標に対して 42.9% ということで、なかなか目標にたどり着いていないんですが、これについていかがお考えなんでしょうか。どうして 42.9% なのか。

平井産業労働部次長 この内容は、次の 2 ページに、新技術・新製品開発への支援というふうにありますけれども、要するに、新たな成長産業分野に取り組む企業に対する補助金でございます。予定では、平成 23 年度にこの計画をつくりましたときには、8,000 万円の予算額でやってございました。次の平成 24 年度、昨年度でございますけれども、海外展開室ができて、新たにタスクフォースという新しい事業をつくる中で、そのうちの 1,000 万円を組みかえて、8,000 万円を 7,000 万円にしまして、そちらのほうへ持っていっております。そういうわけで、補助対象件数で減ってしまったということです。

ですから、結果だけ見ますと、数字的には伸びておらないんですが、そちらの燃料電池の関係のほうで支援した企業のほうを足しますと、目標どおりの数字にはなっております。

(企業誘致の推進による産業集積の促進について)

小越委員 それについてはまた評価して、海外進出がどうなっていくのかを聞きたいと思えます。

次に、4 ページの企業立地対策の中で、県内外の企業訪問延べ 472 社とあります。たしか昨年度から、出先の県民センターの所長が県内の企業訪問をするというふうに行っているんですけども、その件数はこの 472 社に入っているんでしょうか。入っているとすれば何件か教えてください。

依田産業集積推進課長 この 472 件には県民センターの所長の企業訪問数は入っていません。

小越委員 入っていないとすると、それは、どこかに数字があるんでしょうか。あったら教えてください。

依田産業集積推進課長 数字的にはここには入ってなくて、特に載っているものはございません。なぜ成果説明書に記載していないかということですが、これは県民センターの所長は企業訪問といっても企業誘致だけではなくて、例えば産短大の新規学卒者の採用の要請等もございまして、通常の企業誘致関係に係る訪問とは異なる場合もある

ということで、当課の訪問件数には含めておりません。

また、昨年までと比べて突然件数がふえてしまって、企業誘致にかかる件数が何件になるのかという問題もあるので、今回、これには載せておりません。

小越委員 突然入ってくるとわかりづらいので、成果説明書に書いてないとのことですけど、それは去年の成果としてどこか、どの課でやったとか、集計とかないんですか。

依田産業集積推進課長 県民センターの所長が訪問した場合は、私どもの課に報告は来ます。その中では、訪問件数は捉えておりまして、105件となっております。

(県立職業能力開発施設の就職率について)

小越委員 105件ということで、最後になるけど、成果説明書15ページ。この次の17ページのところからんでくるのかと思うんですけど、ちょっとわからないので、15ページの県立職業能力開発施設の就職率での進捗率です。マイナス46.3%の進捗率です。平成23年は29.8%でプラスだったんですけど、今回、マイナス46.3%と大幅に落ち込んでいるんですけど、これはどうしてなのでしょう。

遠藤産業人材課長 就職率でございますけれども、平成23年も66.8%と目標より若干低い数字になっております。なお、例年、訓練が終わってすぐに就職をする方もおれば、若干時間をおいて、就職活動をするということもございますので、高い数字ではないのですけども、大体ほぼ7割ということで理解をさせていただきます。

目標値は80%でございますので、平成24年の現況値が約50%と低いわけでございますが、3カ月後の数値でございますので、もう少し時間がたつと、就職率が上がってくるというふうに考えております。

小越委員 意味がわからない。直近データ52.5%って書いてあるけど、7割行くから大丈夫って、ちょっと意味がわからないんですけど、どういうことですか。

遠藤産業人材課長 データは、3カ月後の就職率でございますので、今申し上げましたように、もう少し時間をかけて就職活動をされまして、就職される方もおりまして、昨年の23年度実績ですと、大体、約7割の人が就職しているということが言えますので、若干数字はこれより上がるというふうに考えてございます。

小越委員 よくわからないんですけど、データをとった時点が3カ月後、その後70になるという見込みで書いてあるのであれば、そうならないと、この数字だけ見ますとね、マイナス46.3%とついて、時にはプラスになっているということは、何か、こう、継続的にやっているのに、いいように捉えるというか、その場その場で数字が変わっているのはまずいんじゃないかと思えます。だったらプラスのほうに注記をつけていただかないと、それがどこまで到達したかわからなくなると、私は思うんですけど。注記をつけてもらう。では、52%が、これ、マイナス46.3%でなくって、プラスになるということですか。

遠藤産業人材課長 この時点ではまだ学科再編の前ですので、学科によっては就職率が低かったのかなというところもございましてけれども、学科再編後の学科のみで見ますと、約7割となっており、今後、就職率が上がると理解しています。

小越委員 そんなことじゃなくて、書き方を直してくれと言っているのです。そのことはずっとさっきから聞いているんですよ。この資料を、見ているわけだから、この資料

で見ると、三角がいきなりプラスになるから大丈夫ですよってというのは理解に苦しむので、だったらそこに注記を書いておいてもらわないと、ちょっと決算資料としては不備じゃないかと思って聞いているんです。

遠藤産業人材課長 委員指摘のとおり表示の仕方については、確かにわかりづらい点があると思います。なお、就職率については、7割という理解をしていますので、御了承願いたいと思います。

(雇用を守るプロジェクトの推進について)

小越委員 最後に、17ページの労政雇用課の雇用対策です。緊急雇用で、先ほどの海外展開もここに入っていましたけれども、緊急雇用創出2,362人とありますけれども、この中で今も正規で勤めている方ってというのはいらっしゃるのでしょうか。ほとんど正規でなくて非正規で、臨時で、もう辞められている、辞めるという、そういう有期雇用の緊急雇用なんのでしょうか。

半田労政雇用課長 緊急雇用で就業体験支援事業を何本か実施しております。そういう中で、6カ月間ぐらいの雇用を行いまして、その先に正規あるいは非正規も含めてではございますけれども、雇用を継続していく取り組みを行っているところであります。前半3カ月ぐらいは研修を行いまして、残り3カ月ぐらいで職場のほうに行きまして、具体的な職場研修を行う中で最終的に就業できるように支援をしているところでございます。

昨年度行いました就業体験事業のうち、最終的に就職が成就しました離職者でございますけれども、70%を超えるぐらいの率で再就職が行われたところでございます。その細かい正規、非正規の区分はちょっと承知しておりませんが、多くの方が再就職できたと理解をしております。

(中心市街地活性化の促進について)

飯島副委員長 手短に簡潔にやりたいと思います。主要成果の説明書の28ページ。中心市街地活性化の促進でございます。古くて新しい問題なんですけど、ここに予算・決算額がないので、金銭的なものは発生しなかったのでありますけれども、商工会議所で行う活性化事業に支援した。新たなにぎわいの創出に寄与したというふうに書いてあるんですけど、具体的にどういう支援をされたのでしょうか。

立川商業振興金融課長 こちらのほうでございますけれども、24年度につきましては、合同会社まちづくり甲府という商工会議所ですとか甲府市などが中心でつくった会社がございまして。こちらに、オリオンイーストという場所があるんですけど、こちらのほうのファサードの整備を進めておりまして、こういったところへテナントのミックスを24年度はやりました。23年度は実際にファサードの整備の費用がございましたけれども、その後、テナントミックスの誘致ということになっておりますので、特に金額等は発生していないということでございます。

飯島副委員長 繰り返しになりますが、その下の行に、新たなにぎわいの創出に寄与したと。貢献したということではありますが、その前のページの数値目標の達成状況を見ますと、中心市街地における歩行者通行量、それがマイナス48.0%なんですね。これを見ると、とても新たなにぎわいの創出に寄与したという、この書き方が適切かどうか、首をかしげてしまうんですけど、この辺の解釈とか理解はどうしたらいいですか。

立川商業振興金融課長 委員御指摘のとおりでございますので、書き方を考えたいと思います。

質 疑 リニア交通局・県土整備部関係

(県営住宅使用料について)

望月委員 県営住宅使用料の件で少しお伺いしますが、県土の 2 ページで、これを見ても、不納欠損のうち主なものは次のとおりということで、県営住宅の使用料で不納欠損が 370 万 2,000 円。その下へ行きますと、未済収入の中で 4 億 512 万 1,000 円とあるんですが、まず、不納欠損の 370 万 2,000 円に対して 24 年度でどのような対処をしたのか。多分、入居するときには連帯保証人、または敷金等何カ月かを保証料として取っていると思うんですけど、その対処について聞きたいと思います。

笠井建築住宅課長 御質問の県営住宅使用料の不納欠損でございます。これは、昨年度、6 名の退去した県営住宅の元入居者から時効の援用の申し立てがございまして、その時効の援用を受けまして、6 名分、26 件、370 万円余を不納欠損という処理にいたしました。

望月委員 それは 26 件、6 人からの申し立てで不納欠損したということですけど、先ほど言いましたように、入居するときに必ず保証人がいると思うんですよね。その保証人への県としての対応はどうしたんですか。

笠井建築住宅課長 保証人もございますけれども、請求はもう民法上、この債務に関しては時効成立ということで、不納欠損の処理をしております。

望月委員 時効になる前の保証人に対する県としての対応、それと、先ほども言いましたけど、敷金も当然、県営住宅も入居時に取っていますよね。そこの扱いをお聞きします。

笠井建築住宅課長 保証人につきましては、それまでの間に督促等しているわけでございますけれども、いずれにしろ督促によって時効の中断が生じても、今現在のところ、10 年間で時効が成立してしまうということでございます。よって、そのような取り組みをする中で、最終的には民法上の時効が成立してしまったということでございます。

望月委員 今おっしゃるのは、本人の状況説明をしているけど、契約上の保証人にも、恐らく県の時効になる前にそういう責任が出ると思うんですよ。本人は当然、公文書で何回かやってると思うんですけど、そのほかに、入居者の保証人っていうのはそのための保証人ですから、その対応を聞かせてもらいたい。

笠井建築住宅課長 保証人につきましては、現在も、滞納が発生しますと、1 カ月から 5 カ月までは保証人に対して督促、支払いの要請をいたします。その後、5 カ月以降になりますと、保証人に対して支払いの請求をするというような取り組みをする中で、退去してそれに応じられないという状況になりますと、やはり時効の成立ということが発生するというところであります。

望月委員 そうしますと、これはもう借り得ではないですけど、払わないほうが得だっていうことになってしまうんですけど、その前に保証人にも財産はあると思う。それから、恐らくその人で言えば所得もあると思うんですよね。入居者も同じですけど、そうしたところへの対応はどうしますか。

笠井建築住宅課長 現行の中で保証人に対しましては、入居者にまず滞納が続く場合には訴訟を起こしまして、明け渡しの請求、支払いの請求というような裁判を起こしまして請求をしていくと。その過程の中で、御質問の中であった保証人への請求でございますけれども、連帯保証人に対しましては、現状、本県では督促だけで、裁判等の訴訟行為にまでは至っておらないというのが現状でございます。

望月委員 県税とか自動車税の場合を 1 つの例に挙げますけど、車を押さえたりとか、また、県税の場合には所得を押さえるとか、財産を押さえるとかいう厳しさがあるんですよね。それに対してこの住宅の場合は、今言ったように、5 年とか、当分でやって、もうそれで終わりだっていうことになって、訪問含めて請求もしているのか。もっと厳しい対応をしないと、恐らく、毎年毎年、県営住宅の使用料の問題は出てきて、いつになっても解決しないと思うんですよね。だから、県のほうでどのような、この 24 年度に対してもそうですけど、今言った、もう一度、入居者と保証人の差し押さえ、それから給料所得があれば給料所得を押さえるとか、そういうものの対応をちょっとお聞きします。

笠井建築住宅課長 まず、保証人の件でございます。保証人に対しては、現行、入居者の保証人になる方に、あなたが保証人になりますと今後、家賃の支払い等の請求、あるいは訴訟を起こされる、そういった責任がありますという確認書を入居の際に保証人からいただいているのがまず 1 点でございます。それから、実際に保証人を法的な対象とするかという、これも全国的に大きな議論でございますが、実態として、まず全国の動向の中では、ほとんどの都府県で連帯保証人にまで法的な訴訟措置をとっておらないというのが現状であります。なぜかといいますと、連帯保証人を法的な措置対象とすると、まず、我々が危惧するのは、保証人のなり手がなくなってしまうということの中で、実際、本当に住宅に困窮している方が入居ができなくなるという問題。それから、また、連帯保証人が通常の民間賃貸住宅とは異なりまして、通常の賃貸住宅は 2 年間ぐらいで契約が更新になりまして、新たに保証人を設けていくのですが、県営住宅の場合には入居されて 20 年、30 年というような、保証人が非常に長期にわたる保証をしなければいけないというような制度上の問題もございまして、現状のところは、保証人に対して法的な措置はしていないということでありまして。

また、取り組みでございますけれども、通常の督促等のほか、年 4 回、ローラー作戦等で県職員ともども、夜間訪問をしながら請求をしていくというようなこと、それから、訴訟に対して、本年の 2 月の議会から、訴訟の期間を滞納の月数を 10 カ月に引き下げる。これまで 12 カ月だったんですけども、10 カ月以上の滞納者を、悪質なものを訴訟の対象とするということで、早く精算をしていただくということで、滞納の整理にも減額に努めているところであります。以上です。

委員長 これからはまた総括の部分でもありますので。

望月委員 今、答弁の中で、保証人のそうした状況を話していただいたんですけど、そうすると、保証人になることは、その人の責任を持つということでありまして、もう少し県でしっかりやっついていかないと、この住宅使用料にしても何でも、税金でもそうですけど、保証人の意味がないと思うんですよね。せっかく決めても。だから、民間でもそうですけど、もう保証人になれば、財産を差し押さえられるとか、そういうことは承知の上で保証人になるわけですから、しっかり県でも、入居の際には保証人の問題、それから本人の問題もしてください。それで、24 年度、保証人が

どのくらい納付したんですか。未収入の分で保証人が払った分があるのか。それだけ最後にお聞きします。

笠井建築住宅課長 その額については、今、手元に集計してございません。ただ、保証人の中でも、親でありますとか親戚でありますとか、親類縁者の場合に、滞納額を支払っていたかどうかというケースが多い状況でありますけれども、現時点で総額幾らということは、すみません、集計してございません。

望月委員 保証人が払ってる人数もわからないですか。

笠井建築住宅課長 すみません、人数のほうもちょっと把握してございません。

(国庫支出金の調定額について)

小越委員 決算資料説明の県土の 2 の上なんですけれども、県土の 2 ページの国庫支出金の予算現額に対する収入済額の割合が、59.8%というのは、国庫支出金が予定より少ないというのは、その後の繰越の関係で59.8%っていうことなのか、どうしてか説明してください。

末木県土整備総務課長 24年度につきましては、経済対策ということで承認をいただいております。約325億円繰越をしておりますけれども、そのうち177億円が経済対策にかかる部分であり、2月補正での経済対策でしたので繰越額が多くなったため、そこでの割合が低くなっております。

小越委員 ということは、その繰越の分がしっかり事業化されるので、そうすると予算現額と同じようになるという見込みでいいんでしょうか。

末木県土整備総務課長 国庫支出金ですので、25年度、実際に事業を執行するときに補助金として入ってくるというものであります。

(国庫補助金返還金について)

小越委員 それから、県土5ページの調停に伴う国庫補助金返還金、3億円の内訳を教えてください。

中嶋治水課長 こちらにつきましては、中央市の鎌田川の河川改修に伴い、用地取得した土地において大量の廃棄物が埋設されていたことが判明しまして、そのときに事業の継続が困難ということで契約解除を求めています。そして、これは相手方が裁判所に調停に持ち込んでおります。その調停の結果、裁判所において県のおおむねの言い分を認めていただいて契約無効ということになりましたが、用地取得費などを県が支出していますので、その違約金として、6億円を支払うという、こういう裁判所の調停案が出されました。これに基づきまして、昨年6月に議会の承認をいただきまして、これに合意したところであります。その6億円が国補事業ということですので、その2分の1の3億円は国に返還しなければならないということで、こちらに3億円を計上してございます。以上です。

(住宅新築資金貸付金について)

小越委員 それから、決算書359ページ、住宅新築資金貸付金です。前年度末7億9,300万円、平成24年度に1億円減って、24年度末6億8,500万円となっております。ということは、この住宅新築資金貸付金の県での収入未済はなく、24

年度は予定どおり 1 億円ほど返ってきたという理解でよろしいのでしょうか。

笠井建築住宅課長 新築資金の貸付償還金につきましては、市町村からは予定どおりの徴収となっております。

小越委員 それは同和対策で市町村が貸付を行って、25 年返還で、県は市町村から報告を受けているだけで回収リスクはないと思うんですけど、各市町村の回収状況について、平成 24 年度はどのようになっているかつかんでいらっしゃるのか。償還率、それから保証人がどのぐらいとか、延滞の率とか、延滞金がどうなっているとか。

笠井建築住宅課長 今の御質問で、まず、県から貸付をしているものに対して、市町村への貸付を受けたものからの償還でございますけれども、現在、61.64%という償還率でございます。

小越委員 61.64%で、いろいろな市町村があると思うんですけども、例えば全然返していないとか、そういう方がいらっしゃるんですか。それから、これは保証人は全部ついているのでしょうか。

笠井建築住宅課長 個々の細かいことまでは手元にはございませんが、理由として、収益事業の不振によるものということで、返済が滞っているというお話は聞いてございます。しかし、現状のところどのぐらいの保証人とか、そういうことについては把握してございません。

小越委員 この問題については、平成 15 年の包括外部監査で、県は貸し出しの状況について検査をすることが望ましいと書いてあります。平成 24 年度は県は市町村の貸し出しの運営管理等について検査を行ったのでしょうか。

笠井建築住宅課長 現在、貸し出しの制度は既に終わってございます。今、市町村につきましては、貸し出しをした者からの回収に努めているということで、それに向かって鋭意努力をしていただくような情報の提供とか、そういうことで取り組んでございます。

小越委員 市町村任せにしていまして、市町村は大変な苦勞をしております。包括外部監査の中でも、市町村の取り組み状況を把握の上、公正・公平のための調整を図っていく方針であると県は回答しておりますので、ぜひこれはしっかりと県の責任において、市町村と一緒に同和対策事業としての、全部つかんでいただきたいと思っております。保証人の状況、延滞の状況、利子がどうなっているのか、1 円も返してない人がいるのか、亡くなった方もいるのではないかと。先ほどの県営住宅のところは厳しくやると言っていましたけど、ここのところは余りにも不透明で、甘過ぎると私は思っております。

(リニアモーターカー新実験線貸付金について)

それから、決算書の同じく 359 ページ。リニアモーターカー新実験線貸付金 134 億円です。この 134 億円、平成 24 年度は増減額ゼロということは、平成 24 年度は 1 円も返していただけていないという理解でよろしいのでしょうか。

岡リニア推進課長 おっしゃるとおりでございます。

小越委員 これはいつになったら返していただけるのでしょうか。平成 24 年にはそのよう

な、返していただきたいということの交渉をされたのでしょうか。

岡リニア推進課長 貸付金の返還につきましては、当初のＪＲ東海及び鉄道総研と本県との協定によりまして営業開始後に償還をしていただくという約束になっておりますので、現時点での償還、返還の交渉等は行っておりません。以上でございます。

小越委員 営業開始というのは、いつの時点ですか。名古屋ですか、大阪ですか。それとも実験線の終了ですか。いつをもって営業開始と言うんですか。

岡リニア推進課長 営業開始イコール収益が上がってくるということから考えますと、東京・名古屋間の開業が営業開始と理解しております。以上です。

委員長 小越委員に申し上げます。決算内容についての確認を行う場でございますので、よろしく願いをいたします。

小越委員 そうということになりますと、営業を開始して、それで軌道に乗るまでということになりますと、この１４年間は、ことしも昨年も１円も返していただかないということになりますと、利子とかいうのはついていないんですか。貸し付けしているわけだから、利子とか延滞とか、そういうものはこれについていないんですか。

岡リニア推進課長 この貸付金につきましては、利子の規定は設けておりません。したがって、利子が発生することはないものと理解しております。以上でございます。

小越委員 貸付金の契約はあると思うんですけど、返してもらう保証契約というのは、平成２４年には鉄道総研でしたっけ、と結び直してはいるんですか。保証で返してもらうっていうのを、いつになったら返してもらうっていうふうに確認の覚書、平成２４年にはされているんですか。

岡リニア推進課長 今の御質問は、鉄道総研の債務返済に関するＪＲ東海の債務保証のお話だと理解してよろしゅうございますか。それにつきましては、まだ締結はしておりません。現在、債務者であります鉄道総研と、その保証をするという役割のＪＲ東海、そして私ども山梨県の間で、その保証契約の内容等について協議を進めているところでございます。

以 上

決算特別委員長 桜本 広樹